

地域区分について

地域区分について

現状・課題

- 介護報酬においては、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を割増ししている。
- 平成27年度介護報酬改定では、民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員（国家公務員又は地方公務員（以下同じ。））の地域手当の設定に準拠する見直しを行うとともに、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他（0%）」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他（0%）」までの範囲内の区分を選択できるようにした。
また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定した。
- これらの見直しに当たっては、財源的に増減を生じさせないこと（財政中立）を原則としつつ、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成29年度末まで必要な経過措置（改定前の区分と改定後の区分の範囲内で自治体を選択した区分を設定）を講じた。
- その後、第122回介護給付費分科会において、地域区分の在り方については、「対応準備に時間を要することも踏まえ、一定期間内に方向性を出せるよう、今後、検討」とされ、これを受けて第123回介護給付費分科会において、地域区分の在り方について議論を行ったところ。
- その際、「様々な地域の事例を含めて、課題・論点を整理する必要がある。既存のルールを主としつつ、例外的な取扱いについて検討すべきではないか。」「近隣の地域との格差や過疎地の問題がある中で、各自治体の意見を聴取し、公平・客観的な方法や広域的な観点から課題や論点等を整理していくべき」との意見があったことを踏まえ、地域区分に関する「隣接状況」「課題」について、全ての自治体に対して調査を実施した。

地域区分に関する自治体意見について

地域区分に関する自治体意見の集約結果について

1. 経緯

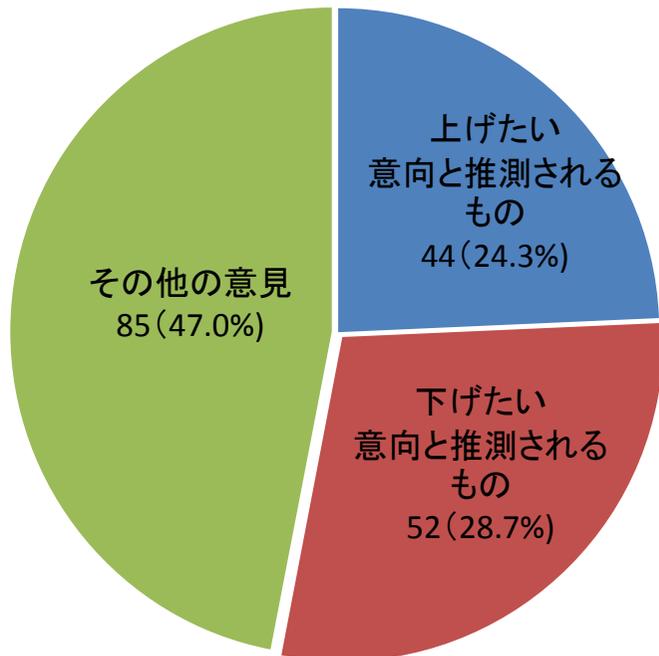
○ 第123回介護給付費分科会(平成27年6月25日)における議論を踏まえ、平成27年10月に調査票を
発出し、全市町村の「隣接地域の状況」を調査するとともに、「具体的な課題」を自由記載により把握した。

2. 結果

○ 「隣接地域の状況」については、全市町村における隣接地域数及び隣接地域の地域区分を把握。

○ 「具体的な課題」については、記載欄に意見の記載があった市町村は181市町村／1741市町村であり、
その記載内容を精査し、「上げたい意向と推測されるもの」「下げたい意向と推測されるもの」「その他の意見」
の3つに分類した(重複がないように、意見内容に応じて包括的に整理)。

【自治体意見の内訳】



(A) 既存(又は経過措置終了後)の区分より上げたい意向と推測されるもの 44自治体

- 人材の確保・人材の流出を懸念 21市町村
- 近隣地域とのバランスに問題意識 19市町村
- その他(中山間地域への配慮等) 4市町村

(B) 既存(又は経過措置終了後)の区分より下げたい意向と推測されるもの 52自治体

- 近隣地域とのバランスに問題意識 24市町村
- 保険料や利用者負担の増加を懸念 22市町村
- 経過措置延長を要望 6市町村

(C) その他の意見 85自治体

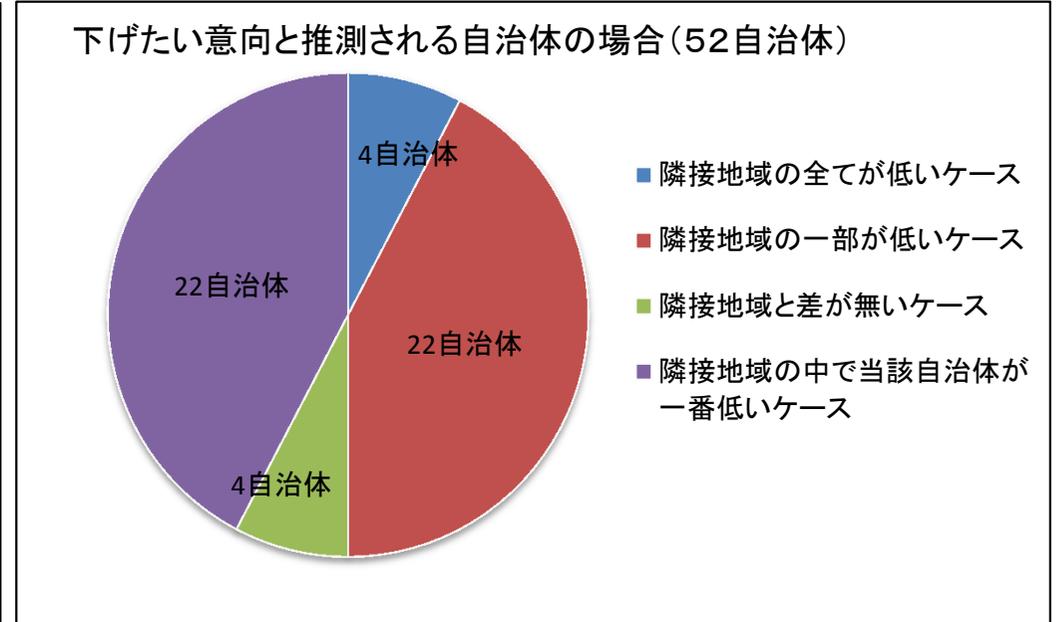
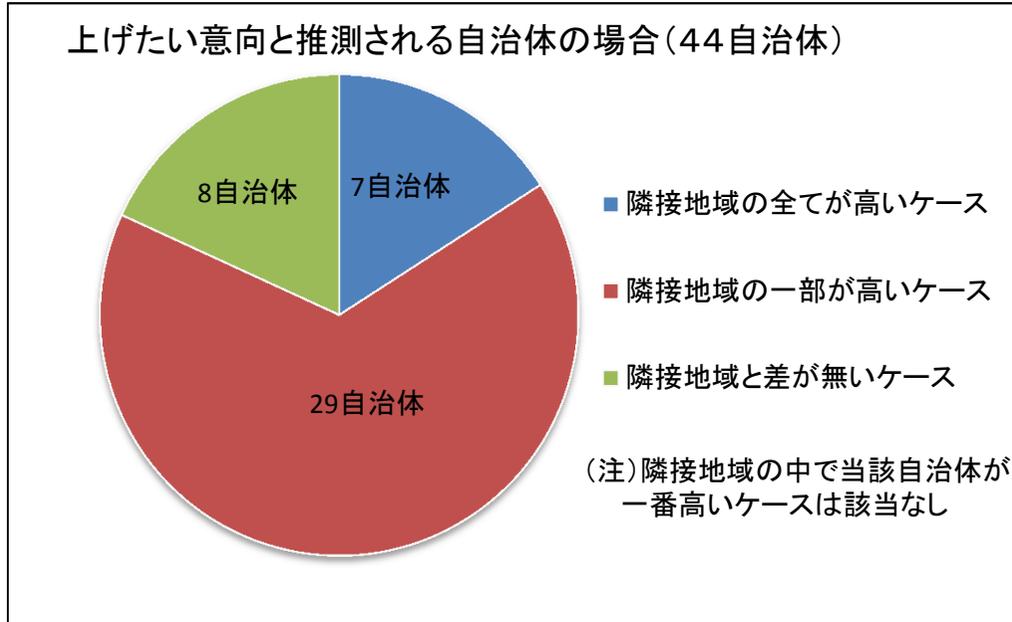
- 近隣地域とのバランスに問題意識(上げ下げの意向は不明) 20市町村
- 広域的な範囲での設定を希望 17市町村
- 既存の設定は妥当 12市町村
- 設定ルールの見直しが必要 9市町村
- 上げ下げそれぞれに一長一短 7市町村
- その他 20市町村

自治体意見と分析について

1. 自治体からの意見について

- 地域区分の具体的な課題について、記載欄に意見の記載の無かった自治体が全体の約9割を占める。
- 区分を上げたい意向と推測される自治体と、区分を下げたい意向と推測される自治体の割合は拮抗している。
- 区分を上げたい意向と推測される自治体では人材の確保等を懸念する内容が多い一方で、区分を下げたい意向と推測される自治体では保険料等の増額を懸念する内容が多い。
- 上げ下げに関わらず、全体として近隣地域とのバランスに関する意見が多い。

2. 隣接地域との関係性について



隣接地域全てと地域区分設定値に差のあるケースについて

○ 全市町村に対して隣接地域の状況を調査した結果、隣接地域全ての地域区分設定値(経過措置終了後の本来の値)が当該地域の設定値より高い、又は低い自治体は以下の通り。

隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値より高い自治体(※) (15自治体)

茨城県美浦村
東京都三鷹市
東京都東久留米市
神奈川県三浦市
神奈川県綾瀬市
神奈川県葉山町
愛知県東郷町
愛知県飛島村
愛知県幸田町
三重県木曾岬町
京都府向日市
京都府大山崎町
大阪府摂津市
大阪府藤井寺市
広島県府中町

隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値より低い自治体 (54自治体)

北海道札幌市	新潟県新潟市	大阪府大阪市
宮城県多賀城市	富山県富山市	大阪府池田市
茨城県水戸市	福井県福井市	大阪府高槻市
茨城県日立市	山梨県甲府市	大阪府高石市
茨城県つくば市	長野県長野市	大阪府大阪狭山市
茨城県神栖市	長野県塩尻市	兵庫県赤穂市
栃木県大田原市	岐阜県岐阜市	兵庫県高砂市
群馬県高崎市	静岡県静岡市	奈良県天理市
埼玉県東松山市	静岡県沼津市	岡山県岡山市
埼玉県狭山市	静岡県磐田市	広島県広島市
埼玉県桶川市	静岡県裾野市	山口県周南市
埼玉県ふじみ野市	愛知県西尾市	徳島県徳島市
千葉県富津市	愛知県田原市	徳島県鳴門市
千葉県袖ヶ浦市	三重県四日市市	徳島県阿南市
東京都青梅市	滋賀県彦根市	香川県高松市
東京都清瀬市	滋賀県長浜市	福岡県北九州市
神奈川県小田原市	京都府長岡京市	福岡県福津市
神奈川県厚木市	京都府京田辺市	長崎県長崎市

※ 複数隣接ルール対象地域において、平成27年度改定時に隣接地域のうち一番低い区分(0%を除く)と同等の水準まで引き上げを実施しなかった結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも高くなっているケースは除いている

経過措置の適用状況について

現在の経過措置(※)適用状況は以下の通り。

※平成29年度末まで、平成27年度改定前の区分と平成27年度改定後の区分の範囲内で自治体を選択した区分を設定可能

○ 全国の経過措置適用状況

142自治体／1741自治体

① 本来の区分より経過措置を適用して高く設定 4自治体 (3自治体)

(注) 括弧内は引き上げたい意向を有していると推測される自治体数

<内訳>

〔 1区分高く設定・・・ 4自治体 (3自治体) 〕

② 本来の区分より経過措置を適用して低く設定 138自治体 (36自治体)

(注) 括弧内は引き下げたい意向を有していると推測される自治体数

<内訳>

〔 1区分低く設定・・・97自治体 (18自治体) 2区分低く設定・・・21自治体 (7自治体)
3区分低く設定・・・11自治体 (5自治体) 4区分低く設定・・・ 6自治体 (4自治体)
5区分低く設定・・・ 3自治体 (2自治体) 〕

主な論点

論点

- 地域区分については、公平かつ客観的な観点から設定されるべきものであり、地域区分に関する自治体意見を調査したところ、**現行の設定方法については約9割の自治体からは意見がなかったところである。一方、意見のあった自治体からは、隣接地域とのバランスに関する意見が多く、一部の自治体からは、区分を上げたい又は区分を下げたいという意見もあった。**
- 平成27年度介護報酬改定の際、「地域区分の設定方法として、介護人材確保での近隣自治体との均衡を考慮し、地域の実情を踏まえ市町村域を超えた、より広域的な範囲において設定が可能となるようにすべき」との意見があったことについて、どのように考えるか。
上記の自治体への調査における意見を踏まえれば、引き続き、現行の設定方法を原則とすることが妥当とも考えられるが、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられるケースについて、特例として、現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域全ての地域区分が当該地域より高くなる又は低くなる地域について、一定程度、区分の変更を認めることとしてはどうか（次頁参照）。
- また、地域区分の経過措置の期限については平成29年度末までとなっているが、経過措置を適用している自治体について、引き上げ又は引き下げの意向があると推測される自治体が一定程度存在することを踏まえ、経過措置の期限について延長を認めてはどうか。
- なお、仮に上記の見直しを行う場合に、対象地域に対して新たな設定方法の適用について意向を十分に確認することが必要なことや、平成27年度介護報酬改定と同様、財政中立で行うことが原則であるが、見直しの実施時期について、どのように考えるか。

地域区分の設定方法の特例について（案）

- 公平・客観性を担保する観点から、現行の設定方法（公務員準拠・複数隣接ルール）に基づいた設定値を原則としつつも、なお残る公平性を確保すべきケースについて特例を設ける。＜完全囲まれルール（以下、「新ルール」という。）＞

[対象地域] (注)地域区分設定値とは、経過措置後の本来の設定値を指す

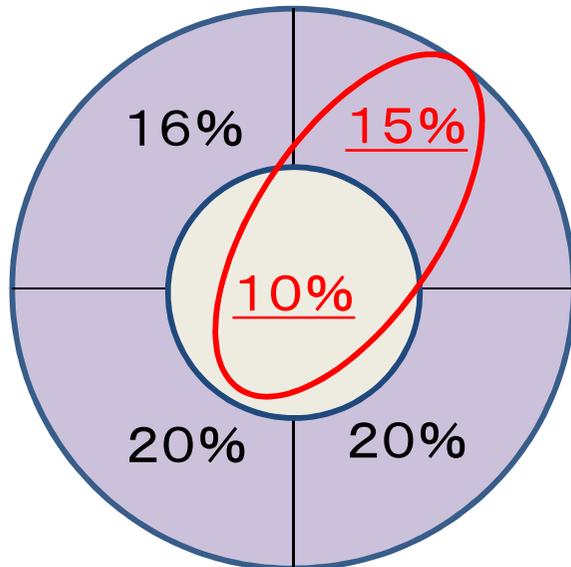
- ① 現行の設定方法を適用した結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも1区分以上高い地域
 （複数隣接ルール対象地域において、平成27年度改定時に隣接地域のうち一番低い区分（0%を除く）と同等の水準まで引き上げを実施しなかった結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも高くなっているケースは除く。）
- ② 現行の設定方法を適用した結果、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも1区分以上低い地域

[変更可能な範囲]

- ① 「当該地域の設定値」から「隣接地域のうち一番低い区分」の中で選択可能。
- ② 「当該地域の設定値」から「隣接地域のうち一番高い区分」の中で選択可能。

【本来の設定値より引き上げる場合の例】

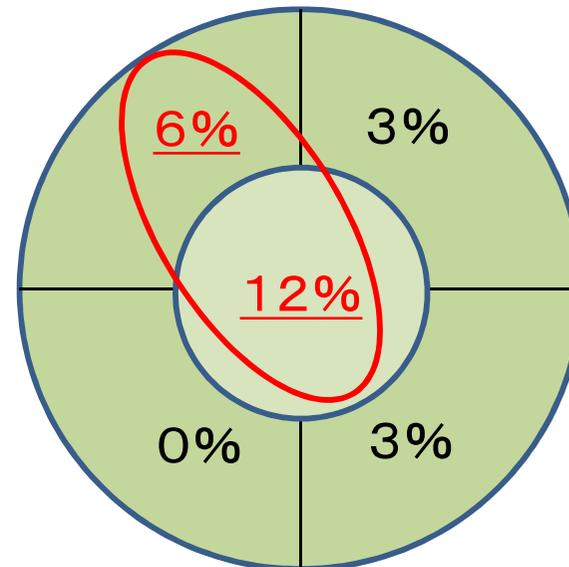
（地域区分における隣接地図）



- 地域区分の設定値
10%
- 新ルールで設定可能な値
10%
12% (新ルール)
15% (新ルール)

【本来の設定値より引き下げる場合の例】

（地域区分における隣接地図）



- 地域区分の設定値
12%
- 新ルールで設定可能な値
6% (新ルール)
10% (新ルール)
12%

設定可能な範囲